

上田短期大学 信州大学教育学部

単位互換に関する協定書

上田短期大学と信州大学教育学部は、相互交流及び教育の充実を図ることを目的として、下記により単位互換を行うことを合意する。

記

1 参加大学

- (1) 上田短期大学
- (2) 信州大学教育学部

2 実施学部等

この協定による単位互換の実施学部及び学科は、各参加大学（以下「各大学」という。）が別に定める募集要項による。

3 受入れ学生の呼称

この協定により受け入れる学生は、単位互換履修生（以下「履修生」という。）と称する。

4 出願資格

この協定に基づく履修を出願できる者（以下「希望学生」という。）は、次の学生とする。ただし、科目等履修生、研究生及び委託生等を除く。

- 1) 大学の学部生
- 2) 短期大学の学生
- 3) 大学院の学生

ただし、オンラインを活用した科目の出願資格は別に定めることとする。

5 履修期間及び受入れ時期

- (1) 履修生の履修期間は1年以内とし、当該学生の履修する授業科目の開設年度又は開設学期とする。
- (2) 履修生の受入れ時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

6 受入れ履修生数

各大学が受け入れる履修生数は、授業に支障のない範囲で、受入れ大学が決定する。

7 履修科目及び単位数

- (1) 履修生が履修できる授業科目は、受入れ大学の定めるところによる。
- (2) 履修生が互換できる単位数の上限は、派遣大学において定めるところによる。

8 ガイダンスの実施、履修指導

- (1) 派遣大学は、希望学生に対してガイダンスを行う。
- (2) 派遣大学は、必要に応じて、希望学生に対して履修指導を行うことができる。

9 履修生の受入れ手続

- (1) 希望学生は、受入れ大学の募集要項に定める期間内に、派遣大学にて手続を行うものとする。
- (2) 派遣大学は、希望学生を取りまとめ、必要に応じて授業科目ごとに推薦順位を付して、受入れ大学の長へ受入れを依頼する。
- (3) 受入れ大学は、受入れの可否を派遣大学へ通知する。
- (4) 派遣大学は、出願した学生に速やかに受入れの可否を通知する。

- 10 履修方法
履修生の履修方法については、受入れ大学の規則等の定めるところによる。
- 11 試験の実施方法
(1) 受験上の取扱い及び追試験等の実施については、受入れ大学の規則等の定めるところによる。
(2) 派遣大学と受入れ大学の試験日時が重複した場合は、原則として受入れ大学の試験を優先し、派遣大学の授業科目については、追試験等の措置を講ずるものとする。
- 12 成績の通知、管理及び成績証明書の発行
(1) 受入れ大学は、履修生の成績を派遣大学へ通知する。
(2) 受入れ大学は、履修生の成績原簿を保管する。
(3) 成績証明書は、原則として派遣大学が発行する。ただし、必要に応じて、受入れ大学においても発行することができる。
- 13 単位の授与等
(1) 履修生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入れ大学の定めるところによる。
(2) 履修生が履修した授業科目の単位の認定については、派遣大学の定めるところによる。
- 14 検定料、入学料及び授業料
履修生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。
- 15 「単位互換履修生証」の発行
受入れ大学は、履修生に対して単位互換履修生証を発行する。ただし、オンラインを利用した科目においてはこの限りではない。
- 16 施設等の利用
履修生の履修上必要な施設・設備の利用については、受入れ大学の実情に応じた便宜を供与する。
- 17 履修生に係る通知
(1) 履修生が休学、退学等をした場合は、派遣大学は受入れ大学に通知する。
(2) 履修生が履修している授業の変更、試験日程等については、受入れ大学が派遣大学へ通知する。
- 18 実務担当者
この協定による単位互換を円滑に実施するため、実務担当者会議を置く。
- 19 実施期日
この協定は、令和7年4月1日から実施する。
- 20 協定の見直し等
(1) この協定の改廃は、参加大学の学長及び学部長間の協議による。
(2) この協定は、2年ごとに見直すものとする。
- 21 この協定の定めがないことがらにつき、単位互換の実施運営上問題が生じた場合には、各大学

の規程に基づいて処理することを原則とし、必要に応じて実務担当者間において協議を行うこととする。

令和7年4月1日

上田短期大学長

小 池 明



信州大学教育学部長

西 一夫

